

アメリカにおけるキャピタル・ゲイン課税の実態

—資産保有・実現ゲイン・税負担状況について—

野 村 容 康

はじめに

前回の小稿（『証券レビュー』第三九巻第一〇号）では、一九九七年に改正（翌年修正）されたアメリカのキャピタル・ゲイン課税制度の概要を紹介した。そこで述べたように、この改革に至るまでは、一年超の長期キャピタル・ゲインについては、税率の上限を二八%として他の所得に上乗せして総合課税されていた。すなわち、通常所得に対しては一五・三九・六%の五段階の累進税率

が適用される一方で、長期キャピタル・ゲインには一五・二八%の二段階の税率構造をとっていたわけである。ところが、今回の改正で、長期キャピタル・ゲインに対する税率は引き下げられることになり、通常の所得税率との乖離はさらに拡大する結果となつた。実施された税率引き下げの具体的な内容を振り返ると、それは、第一に、株式を中心とした一般の長期キャピタル・ゲインに対する最高税率を従来の一八%から一〇%に引き下げたことと、第二に、所得税の最低税率が適用される納税者の得るゲインにかかる税率もそれまでの

一五%から一〇%に上げたい」とある。

本稿では、アメリカにおけるキャピタル・ゲイン課税の実態

のもう少し評価されるかを考えぬといふことだ。

一、家計の保有資産状況

アメリカにおけるキャピタル・ゲイン課税の実態

図1 家計保有資産の構成（1992年）

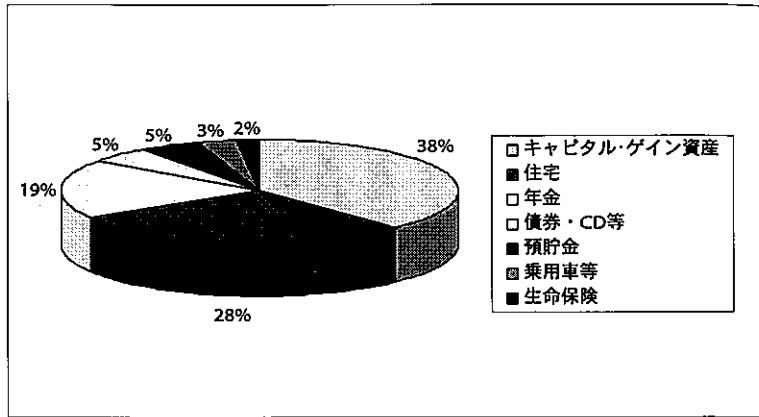
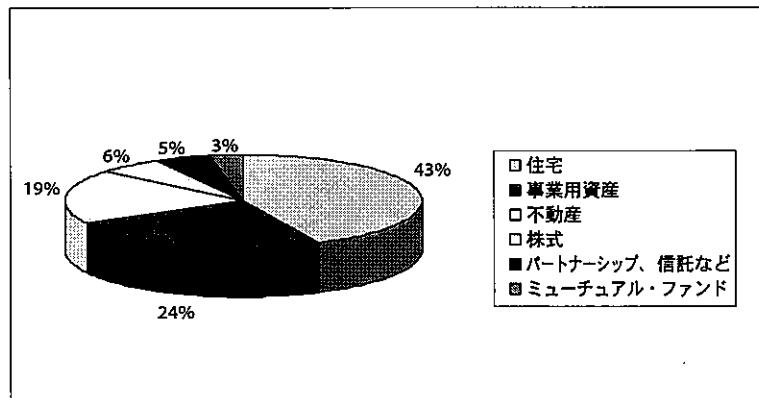


図2 キャピタル・ゲイン資産の構成（1992年）



(出所) Congressional Budget Office tabulation of 1992 Survey of Consumer Finances and Flow of Funds Accounts, Z.1. Statistical Releases, 1994.

(注) 年金のデータは Flow of Funds Accounts による。年金は IRA、401(k)などの確定拠出型プランおよび確定給付型プランを含む。

ン課税の実態の一端を明るかにするために、①キャピタル・ゲインを生じさせる資産の保有状況、②実現キャピタル・ゲインの分布状況、③税負担状況、についてレポートする。その際、依拠する資料としてアメリカ議会予算局 (U.S. Congressional Budget Office; CBO) が一九九七年に公表した報告書 (Perspectives on the Ownership of Capital Assets and the Realization of Capital Gains) を利用する。この報告書は、アメリカにおけるキャピタル・ゲインに関する資産保有とゲインの実現状況を詳細に調査した、最近にない貴重な成果といえる。そして、最終的には、これによって明るかにされたキャピタル・ゲイン課税の実態を前提にして、上述の一九九七年の改正による税率の引き上げがどう

(1) 家計の保有資産と課税キャピタル・ゲイン
まず、アメリカでは家計がどのような資産を保有しており、その中でキャピタル・ゲインを生じさせる資産にはどのようなものがあるのかを見てみよう。図1は、一九九一年における家計保有資産の構成を示している。三八%と最大のシェアを占めているのがキャピタル・ゲイン資産で、次いで住宅 (二八%)、年金 (一九%)、債券・CD等 (五%)、預貯金 (五%)、乗用車等 (三%)、生命保険 (一%) となっている。いわゆるキャピタル・ゲイン資産とは、文字通り生じてキャピタル・ゲインを生じさせる資産のことである。⁽¹⁾ただし、住宅については、現実に多額のゲインが生じてい

るという意味ではこの資産の枠内に入るが、そのほとんどが住宅への優遇措置⁽²⁾によって課税されないので、ここではキャピタル・ゲイン資産と住宅は区別して扱っている。

図2は、住宅を含むキャピタル・ゲイン資産の構成を示している。これによると、最大の構成比が住宅（四三%）で、続いてビルや機械設備等の事業用資産（一四%）、土地や非居住用の不動産（一九%）、法人株式（六%）、パートナーシップ・信託等（五%）、ミューチュアル・ファンド（三%）の順となっている。

ここで、注意すべきは、前述の住宅の例のように、実際に課税対象となるキャピタル・ゲインがこれらキャピタル・ゲイン資産の保有状況に比例してもらられるわけではないことである。図3から、一九九三年で、課税キャピタル・ゲインの中で最大のものは法人株式からのゲイン（三七%）であることがわかる。住宅にいたっては、課税ゲインの一%を上めるに過ぎない。

(2) キャピタル・ゲイン資産の保有状況

では、キャピタル・ゲイン資産を保有している割合および保有価額のシェアは、どうなっているのであろうか。この点を所得階層と年齢ことに見ていこう。まず保有率を示した表1から、おおよそ次のような事実が確認できる。

①約半数（四八・六%）の世帯が住宅以外のいずれかのキャピタル・ゲイン資産を保有している。

②住宅以外のどのキャピタル・ゲイン資産に関しても、高所得階層になるほどその保有率は高くなっている。

③所得階層に応じて資産の構成が異なる。例えば、住宅を除くと、所得階層五万ドル以下の低

アメリカにおけるキャピタル・ゲイン課税の実態

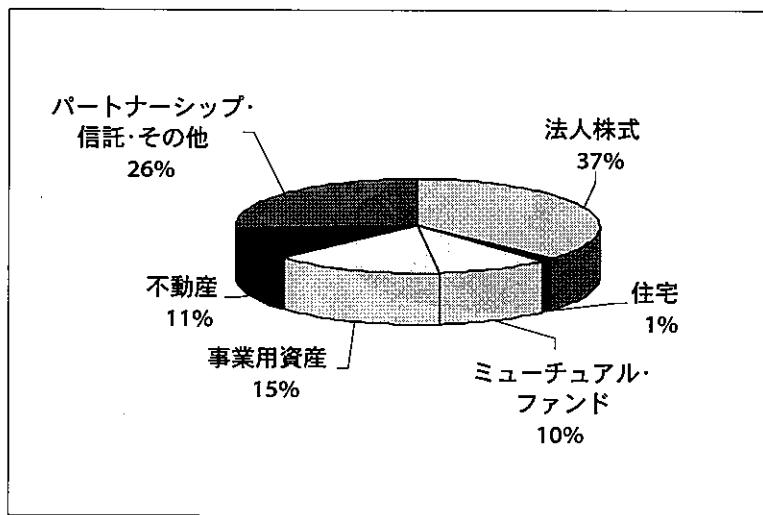
表1 キャピタル・ゲイン資産の保有率（1992年）

%	住宅	株式	課税債券	非課税債券	ミューチュアルファンド	事業用資産	不動産	住宅以外のいすれかの資産
全世帯	63.9	16.9	3.0	2.2	10.4	14.2	19.4	48.6
世帯所得（ドル）								76.6
0～20,000	47.4	6.3	1.4	0.1	4.2	6.3	9.1	29.5
～50,000	66.8	15.7	2.6	1.5	10.2	12.7	19.4	50.4
～100,000	84.7	31.7	4.8	3.5	17.4	23.1	29.6	71.2
～200,000	91.9	46.9	10.4	14.8	26.8	46.0	52.6	92.9
200,000～	86.5	60.7	16.6	26.6	45.7	66.3	72.6	100.0
世帯主の年齢								
～35	36.9	10.6	1.1	0.4	5.1	10.6	8.2	39.9
35～44	64.5	19.5	1.7	1.2	10.1	19.1	16.7	52.0
45～54	75.4	18.4	3.3	3.3	9.4	18.4	25.1	51.8
55～64	77.6	21.5	3.0	2.9	15.8	18.2	35.1	59.5
65～	78.4	17.7	6.4	4.0	14.2	7.8	21.4	46.5

（出所）CBO tabulations of the 1992 Survey of Consumer Finances

注）所得には、賃金・給与、利子、配当、キャピタル・ゲイン、年金、賃貸料、使用料、事業所得、農業所得が含まれる。

図3 課税キャピタル・ゲインの資産別構成（1993年）



（出所）Burman, *The Labyrinth of Capital Gains Tax Policy*, 1999, p. 36.

所得世帯と一〇万ドルを超える高所得世帯では不動産の保有率が最大である。ところが、五万ドル（一〇万ドルの中所得層では株式の保有率が最も高くなっている。

④年齢に応じて資産保有率も変化する。住宅以外のいづれかの資産について見ると、年齢が高くなるにつれて数値も上昇するが、六五歳を超えた世帯になると一転して低下する。このことは若い時に働きながら貯蓄を続け、退職後はそれを取り崩して生活資金に充てるというライフサイクル・パターンを反映していると考えられる。

表2はキャピタル・ゲイン資産価額の保有シェアを示している。所得・年齢が高くなるに従つて、資産保有額も大きくなっているのは予想通りである。個々の資産で比較的公平に分配されているのが、住宅とミューチュアル・ファンドである。

得世帯が州地方債などの非課税債券を選好し、中低所得世帯が課税債券を積極的に購入している事実である。これは、利子所得は総合課税されるために、より高い限界税率の適用を受ける高所得者ほど非課税債券の魅力が大きくなるからであると推測される。

以上の結果から、総じて所得及び年齢とキャピタル・ゲイン資産の保有とは、強い正の相関関係が存在することは明らかである。また、全世帯の約半数は、程度の差こそあれ、そのゲインに課税される資産を保有しており、キャピタル・ゲインに対する課税が広範囲の世帯にわたって重要であることが窺われる。

一、実現キャピタル・ゲインの分布

次に、このような資産から実現されるキャピタル・ゲインがどのように分配されているのかを見てみよう。ただし、階層別の実現ゲインを分析するにあたって注意すべきは、単年度のデータのみからはゲインの階層別分布を見誤らせる可能性があることである。例えば、長年保有してきた土地や事業資産を売却することによって、ある年にまたま多額のキャピタル・ゲインを実現した者は、年々の収入があまり大きくななくても、高所得層に振り分けられることになる。逆に、ある年には多額のロスを実現した者は、毎年の所得が多いにもかかわらず、その年には「低所得者」に分類されてしまうかもしれない。こうした可能性による

表2 キャピタル・ゲイン資産価額の保有割合（1992年）

%	世帯割合	住宅	株式	課税債券	非課税債券	ミューチュアルファンド	事業用資産	不動産	住宅以外の全CG資産	全CG資産
世帯所得（ドル）										
0～20,000	38.3	15.8	3.8	4.0	0.3	6.8	4.8	6.4	5.7	9.7
～50,000	39.0	32.2	12.0	14.1	12.9	24.6	15.5	20.1	17.2	23.3
～100,000	18.3	30.2	24.7	22.2	17.3	28.7	20.8	23.3	23.1	25.9
～200,000	4.3	14.7	23.9	19.3	27.8	18.9	21.1	21.6	21.4	18.8
200,000～	1.2	7.0	35.6	40.4	41.7	21.0	37.7	28.5	32.6	22.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯主の年齢										
～35	25.8	12.5	3.4	2.0	1.0	2.1	6.8	5.3	5.6	8.3
35～44	22.8	24.4	9.4	14.7	7.3	12.1	22.4	12.6	16.4	19.5
45～54	16.2	22.0	22.6	20.4	25.5	12.8	24.6	27.7	24.6	23.5
55～64	13.2	17.3	22.5	19.5	22.4	32.1	25.0	24.7	24.7	21.6
65～	22.0	23.7	42.2	43.5	43.9	40.9	21.3	29.7	28.6	27.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所）CBO tabulations of the 1992 Survey of Consumer Finances

アメリカにおけるキャピタル・ゲイン課税の実態

図4 65歳未満の納税者の所得構成

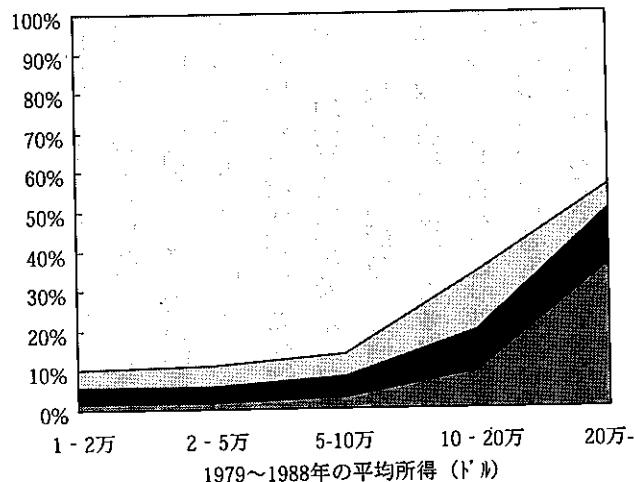
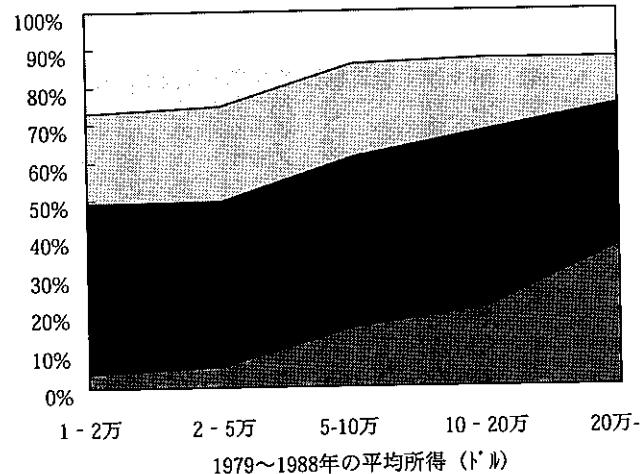


図5 65歳以上の納税者の所得構成



□ 貸金 ■ その他 ■ 利子・配当 □ キャピタル・ゲイン

(出所) CBO, *Perspectives on the Ownership of Capital Assets and the Realization of Capital Gains*, 1997, p.18~19より作成。

証券レビュー 第40巻第1号

誤解を回避するために、実現ゲインの所得階層別分布状況を知るには、できるだけ同一の納税者について長期にわたって測定したデータが必要となる。そこで、CBO（議会予算局）は、財務省の租税分析局（Office of Tax Analysis）と内国歳入庁の所得統計局（Statistics of Income division）によって作成された10年間（一九七九年～一九八八年）の約二万件のデータを基礎にして、この間の平均所得および平均キャピタル・ゲインを測定した。表3と図4・5はそうした成果の一部である。

ゲインの階層別分布状況を示した表3によるところ、次のような事実が見て取れる。

- ①ゲインを実現するほとんどの納税者は高所得階層ではない。ゲインのある申告書で六三%が年間五万ドル以下の所得階層の世帯である。
- ②全納税者の三三%がいの10年に少なくとも一

表3 10年のパネルデータによるキャピタル・ゲインの階層別分布(1979~1988年)

平均世帯所得 (ドル)	全申告書			ゲインのある申告書		
	申告書の シェア(%)	CGの所得に 占める割合(%)	ゲインかロスのある 申告書の割合(%)	申告書の シェア(%)	平均ゲイン (ドル)	CGの所得に 占める割合(%)
マイナス	a	n.a.	72	1	-27874	n.a.
0~10,000	15	a	10	5	128	2
~20,000	26	1	19	15	1052	7
~30,000	18	1	27	15	1201	5
~40,000	13	2	36	14	1881	5
~50,000	10	2	42	13	1671	4
~75,000	12	3	56	20	2786	5
~100,000	4	6	78	9	6256	7
~200,000	2	11	89	6	15505	12
200,000~	1	38	99	2	179041	38
合計	100	6	33	100	6250	12
						4

(出所) CBO tabulations of the 1981-based Treasury panel of tax returns

注) a : 0.5未満、na : 適用不可

度ゲイン（ロス）を実現している。（ゲインのある納税者では、一〇年に平均四回実現している。）

③所得階層が高くなるにつれて、(i) 実現ゲイン額およびその全体のシェア、(ii) 所得に占めるゲインの割合、(iii) 実現頻度（平均回数）は高くなっている。

④マイナスの所得世帯が実現するキャピタル・ロスの額（平均約二八〇〇〇ドル）が無視できない。彼らは、その実現回数（五回）を考慮すると、比較的高所得層に属しうる世帯であると推測される。そうだとすれば、彼らの多くは同時に高い所得を得てはいるものの、ロスの実現を人為的に操作することによって、全体の所得をマイナスにしたと考えられる。つまり、この点はキャピタル・ロスがタックス・シェルターとして機能している可能性を示唆しているのである。

証券レビュー 第40巻第1号
アメリカにおけるキャピタル・ゲイン課税の実態

は、実現したキャピタル・ゲインの中には当然ながらインフレによる名目的なゲインが含まれている。インフレに起因するゲインは、個人の実質的な経済力を反映していないので、規範的な包括的所得税の考え方からすると、この部分を課税ベースから除外しなければならない。しかし、現行の制度の下ではこうしたゲインに対するインフレ調整はほとんど講じられていない⁽³⁾。それでは、インフレ調整を施した実質的なキャピタル・ゲインはどうになっているのであろうか。

表4はインフレを含んだ名目ゲインおよび消費者物価指数に基づいて取得価格の調整を行った後の実質ゲインを、すべての資産（債券は除外）について所得階層別に示している。これによると、一九九三年でインフレ調整前には、すべてのキャピタル・ゲイン資産から七一九億ドルのネット・ゲインが生じたが、実質的にはこれは一九四億ド

る。

図4・5は、キャピタル・ゲインが所得の大きさに応じてどれだけのシェアを占めているかを、六五歳未満と以上の場合に分けて示している。六五歳未満の場合では、一見して賃金が所得のほとんどを占めているのがわかる。一〇万ドル以下の所得層では資本所得の重要性は低い。一〇万ドルを超えると、キャピタル・ゲインが所得に占める割合は急激に高まっている。六五歳以上の場合は、全所得階層において利子・配当所得の重要性が顕著である。キャピタル・ゲインについては、所得が5万ドルを超えたあたりから徐々にその比率が高くなっている。

三、インフレの影響

インフレが持続的に発生している経済の下で

所得 (ドル)	取引回数 (千回)	名目ゲイン (100万ドル)	実質ゲイン (100万ドル)
マイナス	606	-67	-3,388
0～10,000	3,560	-685	-6,009
～20,000	2,957	1,761	-3,809
～30,000	1,858	2,735	-172
～40,000	2,726	1,514	-3,190
～50,000	2,238	2,842	-4,496
～75,000	6,272	6,285	-4,283
～100,000	3,363	1,541	-2,887
～200,000	6,333	18,940	-160
200,000～	7,371	37,020	9,036
合計	37,284	71,886	-19,358

（出所）CBO, *Perspectives on the Ownership of Capital Assets and the Realization of Capital Gains*, 1997, p. 12より作成。

ルのネット・ロスであったことがわかる。所得階層別に見ても、インフレ調整によつてもネット・ゲインを維持できたのは一〇万ドル超の最高所得階層のみで、それ以外の階層ではすべて実質ロスを生じさせたことになる。とりわけ、名目ゲイン（ロス）から実質ロスに転化した（拡大した）割合は、比較的低所得者に大きいことには留意すべきである。その理由の一つとして考えられるのは、高所得者ほど経常的な利益分配の形で所得が得られる資産よりも、キャピタル・ゲインの形で収益がもたらされる資産をより多く保有する傾向にあることである。つまり、低所得者が株式を保有するトスレバ、それはキャピタル・ゲインではなく配当所得を期待した資産選択である可能性が強いからである。

四、キャピタル・ゲイン税の負担状況

(1) キャピタル・ゲイン税とその階層別シェア

最後に、現実のキャピタル・ゲイン税額の負担状況について見てみよう。ただし、ここでいうキャピタル・ゲイン税とは、キャピタル・ゲインに直接、税率をかけて算出したものではなく、現実の所得税収からキャピタル・ゲインが0であると仮定した場合の所得税収を差し引いて間接的に求めたものである。そのため、キャピタル・ゲイン税額に対しては、ゲインそのものの課税制度だけでなく、ゲインが所得として増加することに付帯するいくつかの所得税内部の制度が影響を与えることになる。IRSの統計によると、一九九三年に一七七〇万の納税者が一四〇〇億ドルの

アメリカにおけるキャピタル・ゲイン課税の実態

ネット・キャピタル・ゲインを実現しているが、所得税の計算上、前年度からのロスの繰越しを考慮して、ゲイン・プラス三〇〇〇ドル（夫婦個別申告者は一五〇〇ドル）を超えるロスを除外すると、一四四一億ドルのゲインがこの年度の課税所得であった。そして、個人はこれらのゲインに関して三三一億ドルの税額を支払っている。また、この年にIRSは五〇三〇億ドルの個人所得税を徴収しているので、キャピタル・ゲインからの税収は、個人所得税収の六・六%を占めることになる。ゲインを申告した納税者に限れば、彼らのキャピタル・ゲイン税が所得税額に占める割合は一四%となつてている（個人所得税収の数値は表はない）。

表5から、ゲインのシェア及びゲイン税の構成割合は、ともに所得が高くなるにつれて大きくなっている。さらに両者を比較すると、後者が前

表5 キャピタル・ゲイン税の負担状況（1993年）

所得水準 (ドル)	申告書数 (100万)	課税CG (100万ドル)	CG税額 (100万ドル)	CGの構成 割合(%)	CG税の構成 割合(%)
マイナス	0.5	240	-62	-6.6	-0.2
0~ 10,000	2.7	1778	154	1.0	0.5
~ 20,000	2.4	4226	558	3.1	1.7
~ 30,000	2.2	5194	786	3.8	2.4
~ 40,000	2.0	5247	941	4.0	2.8
~ 50,000	1.6	5169	1020	3.7	3.1
~ 75,000	2.9	11664	2557	8.7	7.7
~100,000	1.4	7994	1842	6	5.6
~200,000	1.4	19187	4645	14.4	14.0
200,000~	0.6	83438	20675	61.9	62.4
合計	17.7	144137	33115	100	100

（出所）CBO, *Perspectives on the Ownership of Capital Assets and the Realization of Capital Gains*, 1997, p.32.

者よりも若干ではあるが高所得階層に集中しているのがわかる。100万ドル超の所得階層は、キャピタル・ゲイン全体の六一・九%を実現し、税額の六二・四%を支払った。一方、0~1万ドルまでの所得階層では全体の四・一%のゲインを実現し、税額の一・一%を支払っている。

(2) キャピタル・ゲイン税の実効税率

表6は、キャピタル・ゲインに対する実効税率(ゲインの実現によって追加される所得税額がそのゲインに占める割合)及びキャピタル・ゲイン税が所得税に占める割合を示している。実効税率については、0~一万ドルの所得を得る納税者の一一%から、20万ドル超の最高所得階層での二四%まで上昇する。このように最高実効税率は、ゲインに対する最高法定税率である二八%よりも低くなっている。というのも、これらの人々の中

には前年からのロスの繰越しや各種控除を利用した結果、ゲインを含む前の課税所得が二八%のグラケットに達しない者もいるからである。逆に、個人として二八%を超える実効税率に直面する納税者も存在する。これは、所得が一定水準を超えると、①実額控除(itemized deduction)が減額されたり、②社会保障給付額への課税が開始して、キャピタル・ゲインに対する課税制度とは別の要因で所得税額が増加してしまうからである。

世代別に見ると、高齢者のゲインにかかる実効

税率の方が勤労者のそれよりも高くなっている。これは、勤労世代の人々が比較的多くの控除を利用できるだけでなく、そのほとんどが社会保障給付を受けていないために、先の②の効果が弱いかである。社会保障給付への課税は、三万ドル超の所得階層で開始する。このことが、表6において

(3) キャピタル・ゲイン税が所得税に占める割合

同様に表6は、高所得になるほどキャピタル・ゲイン税の所得税全体に占める重要性が増大することを示している。所得七・五万ドル以下の納税者にとって、ゲインからの税額は所得税額の三%未満に過ぎないのが、この比率は所得水準が高

表6 キャピタル・ゲイン税の実効税率と所得税に占める割合(1993年)

所得水準 (ドル)	実効税率(%)			所得税に占めるCG税の割合(%)		
	全納税者	65歳未満	65歳以上	全納税者	65歳未満	65歳以上
マイナス	0.7	0.7	0.7	-0.8	-0.6	-1.8
0~10,000	11.0	10.8	11.7	1.8	2.0	1.3
~20,000	13.0	12.8	13.2	2.4	1.3	6.8
~30,000	14.8	14.3	15.4	1.9	1.0	7.3
~40,000	16.8	14.8	18.9	1.9	0.9	11.5
~50,000	19.5	17.7	21.7	2.2	1.2	11.6
~75,000	20.9	20.4	21.8	2.8	1.8	14.6
~100,000	21.9	21.5	22.7	3.8	2.7	17.3
~200,000	23.0	22.5	24.1	6.9	5.1	21.7
200,000~	23.9	23.6	24.9	17.9	15.8	31.1
合計	23.7	23.5	24.2	6.6	5.2	17.5

(出所) CBO, *Perspectives on the Ownership of Capital Assets and the Realization of Capital Gains*, 1997, p. 33.

くなるにつれて徐々に上がり、所得二〇万ドル超の納税者では一七・九%にもなる。また、この税は高齢者にとって所得税額のより大きな割合を構成している（六五歳以上では一七・五%、六五歳未満では五・一%）。これは、図5で見たように、キャピタル・ゲインが高齢者の所得の大きなシェアを占めており、それに対してより高い税率で課税されるからである。

五、税率引き下げの評価

これまで明らかにされた事実は、はじめに述べたキャピタル・ゲイン税の引き下げに対してどのような含意をもつであろうか。まず一番目に言えるのは、キャピタル・ゲイン税の引き下げによって最大の利益を享受するのは、キャピタル・ゲインを生じさせる資産を多く保有している者、すな

の論拠として、高所得層はゲインの実現を増やしてより多くの税を支払うのだから、減税の恩恵を受けるわけではないという見方もある。ところが、必ずしもそうではない。第一に、実現を行った納税者の効用水準は、明らかにキャピタル・ゲ

イン税の引き下げ前よりも増大している。減税による利益が目前に存在しているからこそ、納税者は自発的に資産の売却を増加させる行動を選択しているのである。第二に、ゲインに対する税率と通常所得に対する税率との乖離が進めば、高所得者にはいつそ他の資本所得をキャピタル・ゲインに転換して、租税回避を行う動きが強まる。高い経済力から、一般に高所得者ほどそうした巧妙な租税回避を行なう術心得ているのである。第三に、税率の引き下げ後に実現ゲインが増加するとしても、その増分がそれまでのキャピタル・ゲインからの収入を凌ぐほど大きくなる保証

わち高額所得者であるということである。このことは、今回の税率引き下げによる所得階層別の利得を考慮するといつそう強固になる。例えば、所得が三九・六%まで課税される納税者にとって、二〇%のキャピタル・ゲイン税率はゲインのおよそ五割が非課税とされるのに等しい。そして、通常所得に対する最高限界税率が下がるにつれて、ゲインの非課税割合は徐々に下がり、二八%のグラケットに位置する中所得者にとっては、実質的に三割に満たない控除となる。さらに、一五%の最低税率に位置する納税者にとっては、ゲインにかかる税率は一〇%なので、ゲインの一／三が非課税ということになる。このように、税率引き下げによる利益は、それぞれの所得階層によって異なり、最高所得階層が最も大きな恩恵を受けると考えられる。

これに反して、キャピタル・ゲイン税引き下げ

はない。例えば、税率を二〇%から二一〇%に引き下げた場合、等税収を確保するには、それにともなって実現ゲインが一・五倍に増大しなければならない。様々な実証研究においてもこの点は定かではない。

二番目に、実現されるほとんどのキャピタル・ゲインは単にインフレを反映したものである。このことから、インフレによる影響を緩和するためにキャピタル・ゲイン減税を行うべきだという主張がなされる。もし、そのようにキャピタル・ゲイン減税がインフレの影響を相殺することを狙つたものであるとすれば、税率の引き下げは最高所得階層の納税者に限らず、すべての所得階層にわたって実施されなければならない。したがって、今回の改正がキャピタル・ゲインに対する最高税率の引き下げ（二八%→二〇%）だけでなく、低所得層が直面する税率をも引き下げた（一五%→

一〇%）ことはある程度評価される。しかし、これまでのデータによると、インフレ調整後、最も実質ロスを被る傾向にあったのが低所得層であることを考慮すると、低所得者への減税の規模はさらに拡大する余地もあったと考えられる。

三番目に、キャピタル・ゲイン減税が法人税（留保課税）との二重課税の緩和を意図したものであるとすれば、あらゆる資産からのゲインに対する一様の税率引き下げは正当化されないことである。一九九三年に課税キャピタル・ゲインの四七%がミューチュアル・ファンドを含む法人株式からのものであった。したがって、もし法人税との関連からキャピタル・ゲイン減税を主張するとすれば、こうしたエクイティ・ゲインにターゲットを絞って、税率を引き下げるのが適切である。

一九九七年の改正は、確かにゲインの種類に応じて税率を変え、株式からのゲインが含まれる一般幾度となく実施されてきた定率の控除方式（例えば、長期ゲインの五〇%を非課税にするというものが）を採用する方が望ましいとも言える。そうすれば、税務執行と納税がより簡素になるだけではなく、減税の恩恵がすべての所得階層に等しく及ぶからである。

さらに、今回の税率引き下げは公平性に加え、効率性をも著しく損なうことが懸念される。なぜなら、総合課税の下でキャピタル・ゲインをさらにお得することは、利子や配当といった他の資本所得との課税上の格差をいつそう拡大することを意味するからである。両者の差異が広がれば、それだけ最適なポートフォリオ形成が歪められるばかりか、他の所得をキャピタル・ゲインに転換して、非効率なタックス・シエルターに投資する誘因を高めることになる。そうした租税回避行為が

的なキャピタル・ゲインについては、税率の引き下げ幅を比較的大きくとっている。しかし、これらのゲインには単に法人株式からのものだけではなく、住宅・パートナーシップ・S法人・債券・各種のデリバティブ取引などからのゲインも含まれている。そういう意味で、法人税との関連性のみからは、こうしたゲインに対する税率引き下げを十分に根拠づけることはできない。

むすび

これまで検討してきたように、アメリカの総合所得税を前提にする限り、現行のキャピタル・ゲインに対する課税上の優遇は、垂直的公平の観点から問題がある。たとえ同じキャピタル・ゲイン減税を行うにしても、最近の改止のようにゲインに対する低い税率を別途設けるよりも、これまで

とおりである。

アメリカの連邦議会議員の多くは、今後ともキャピタル・ゲインに対する最高税率をさらに一五%以下にまで引き下げるといふふうでいる。しかし、こうした主張が説得力をもつためには、税率引き下げによる様々な犠牲を払つてもなお、資本所得の中でもとりわけ長期ゲインだけを優遇する根拠がどこにあるのかを明確にする必要がある。

(注)

(1) ここで言うキャピタル・ゲイン資産とは、連邦所得税法に規定される「キャピタル資産」とは若干範囲が異なる。つまり、後者は定義上事業用の償却資産や不動産を除外しているが、前者にはそれが含まれている。しかし、キャピタル資産がこれら事業用資産を除外しているとはいえない。実際はそれによって生じる一定のキャピタル・ゲインには課税しているため、両者はほとんど同義であると解してよい。

高所得階層において顕著であることは先に述べた

(夫婦個別申告者は六万二五〇〇ドル)まで非課税とされ、措置(生涯一回だけ適用可)が設けられていた。一九九七年五月七日以降は、年齢に制限なく、主たる住居からの得益は五〇万ドル(同二五万ドル)まで非課税(一年に一回適用可)となり、住宅への優遇はさらに手厚くなっています。

現行の「〇〇から八〇%」(一〇〇%以降に購入した資産に課税されるので、一〇〇%以降の売却に適用される)、10%から8%に(1)〇〇%以降の売却に適用可)それぞれ並んでいます。

②。

(3) 一方のマイナーチャン調整の一環として、所得税の税率表を、課税最低限と各段階税率の上界限について年々改訂しているが、これはブレケット・クリープ(マイナーチャンによる名目所得の増加のみによる高い限界税率の適用を受けてしまうこと)を回避する目的である。所

得額そのものを実質タームに調整するものではない。

(4) 実額控除とは個人的性質を有する経費控除の一方式で、具体的には、医療費、寄付金、支払利息、州地方税等が含まれる。一九九三年では調整総所得が一〇八四五ドル(夫婦個別申告は五四二二五ドル)を超える場合、その超過額の三%あるいは実額控除額の八〇%のいずれか小さい額が減額される。通常はもう一つの控除方式である標準控除

(standard deduction)を選択するケースが多い。

(5) 一九九三年では調整総所得に社会保険給付額の一割を合算した額が二二〇〇〇ドル(夫婦個別申告者は〇)を超えた額または社会保険給付額のいずれか小さい額が所得に算入される。

(6) 二〇〇一年からは新たな保有期間の区分が追加され、それに適用される税率が引き下げられることが既に決定している。すなわち、五年超保有の一般ゲインに対する税率は

(編集部編)
Burman, L.E. & P.D. Ricoy "Capital Gains and the People Who Realize Them", *National Tax Journal*, Vol. 50, No. 3, 1997.

Burman, L.E., *The Labyrinth of Capital Gains Tax Policy*, Brookings Institution Press, 1999.
U.S. Congressional Budget Office, *Perspectives on the Ownership of Capital Assets and the Realization of Capital Gains*, 1997.

馬場義久『所得課税の理論と政策』、税務経理協会、一九九八年。
(@むぎ わくひさか・財務税制研究員)